

福井労基発 0131 第 1 号の 2
令和 5 年 1 月 31 日

事 業 者 各 位

福井労働局労働基準部長

「道路貨物運送業に対する長時間労働と取引環境に関する確認・自主点検」の
結果と福井労働局・労働基準監督署による発着荷主等に対する要請等について

平素は、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等のうち脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い業種である一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行等の個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもありますので、皆様に標記の自主点検に協力いただいたところ、別添 1 のポイント 5 のとおり 3 時間を超える荷主都合の荷待ちが、未だに発生している実態が確認されました。この荷待ち時間等の原因もあり、ポイント 1 のとおり、一部の道路貨物運送事業者においては令和 6 年 4 月から適用される上限規制が順守できる水準まで達しておりませんでした。

このため、荷主となる使用者団体にも福井運輸支局長とともに別添 2 のとおり荷待ち時間の削減等の要請をしております。

また、各労働基準監督署では、荷主等の協力を得て手待ち時間や荷役時間の短縮を図るために、別添 3 のとおり個別の荷主等に荷待ち時間の削減等の要請を始めております。

つきましては、令和 6 年 4 月から適用される上限規制が順守できるよう運送事業者自身の労働時間短縮の尽力とともに、荷待ち時間や荷役時間の短縮のための各荷主等との協議も推進していくようお願いします。